

臨時運行許可証の発行について

自賠責保険が必ず必要です。
申請の時は、保険証書を提示してください。

使用目的は下記のものに限られています。

a. **車検**

この場合、許可できる使用期間は基本的に1日となります。

b. **新規登録**

c. **販売**

d. **整備**

e. **試運転**

f. **置き場移動**

g. **船積み**

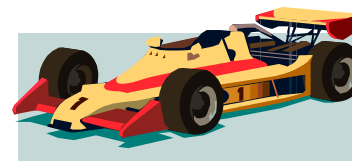
h. **臨時上陸**

ご注意ください

上記以外の使用目的は許可できません。

例) 車検は未取得だが通勤に使いたい

×



ナンバープレートは
きれいにしてから
返してくださいね



使い終わったら、許可証とナンバープレートを、5日以内に返却してください。

